

支援を要する幼児等の受け入れに関する検討について

1 主旨

現在、区立幼稚園等での支援を要する幼児※の受け入れについては、受入制限は設けていないため、募集定員に空きがある場合は全ての幼児を受け入れているが、申込者が募集定員を超えた場合は、支援の必要性を問わず、抽選により入園予定者を決定している。

令和7年度多聞幼稚園の3歳クラス入園募集において、定員数に対し2倍を超える申込み（38人）があったため、抽選での対応を行ったが、支援を要する幼児4名が全て抽選で外れる結果となった。

この結果や区立幼稚園集約化等計画の内容を踏まえ、発達に課題がある、または医療的ケアが必要な幼児に対し、一人ひとりがそれぞれにあった学びを同じ学びの場で実施できるよう支援を要する幼児の受入の仕組みを検討する。

※支援を要する幼児：幼稚園等における教育活動への参加にあたって、人的な支援が必要である幼児

2 区立幼稚園集約化等計画（令和4年8月策定）の内容を踏まえた対応

区立幼稚園集約化等計画において、今後の区立幼稚園・認定こども園のあり方として、私立幼稚園や保育所等と連携し相互に補完しながら、これまで培われてきた支援のノウハウや教育・保育内容等を活かし、引き続き、要支援児へのきめ細やかな対応を行うとともに、医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、医療的ケア児の対応に取り組み、インクルーシブな教育・保育を推進していくとしている。また、集約化後の各園の機能や役割としては、3歳児の段階から支援を要する幼児を含めた幼児の受け入れを行っていくことを基本とするとしている。

検討にあたっては、認定こども園多聞幼稚園も含め、各園の在園児数や区全体の乳幼児教育・保育施設の利用状況のバランス、支援を要する幼児や医療的ケア児のニーズ等を踏まえ、具体的な定員等を定めるものとする。

3 区立幼稚園等における支援を要する幼児の推移

認定こども園多聞幼稚園は定員を超える申込みがあったが、その他区立幼稚園については、定員割れの状態であることや、支援を要する幼児の受け入れ状況は年度、園によってもバラつきがある。また、ひとり親、生活保護、兄弟が在園している世帯などについて、どこまで勘案すべきか課題となる。

支援を要する幼児、在園児数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援を要する幼児数	115名	122名	105名	84名	61名
在園児数	554名	450名	393名	323名	263名
割合	20.8%	27.1%	26.7%	26.1%	23.2%

※令和3年度から令和6年度は4歳児と5歳児の3月時点の合計人数

※令和7年度は4歳児と5歳児と多聞幼稚園の3歳児の4月時点の合計人数

<課題>

兄弟の在園者を優先して入園させている自治体が多くあり、支援を要する幼児以外の優先入園の仕組みも合わせて検討していく必要がある。23区のうち11区で入園時に兄弟が同じ幼稚園に在籍している場合、優先的に受け入れを実施している。

4 支援を要する幼児の優先受入の検討

(案) 以下の利用条件①～⑤のいずれかに該当する幼児を優先的に受け入れる。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている幼児
- ② 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている幼児
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている幼児
- ④ 世田谷区児童相談所、世田谷区立保健センター、ぷらみんぽーと、世田谷区発達障害相談・療育センター若しくは子育てステーション発達相談室において、障害の特性により支援の必要性があると認められた幼児、支援を受けている幼児又は医師により障害児と診断された幼児
- ⑤ 医療的ケアが必要な幼児（医療的ケアの内容については、学校等における医療的ケア実施ガイドラインに従う）

<課題>

④については支援の必要性が幅広いため、優先受入に上限を設けた場合、区立幼稚園以外では受け入れが困難な幼児が入園できない可能性がある。

5 優先的に受け入れる人数の検討

(案1) 利用条件を満たす幼児については、人数制限を設けず優先的に受け入れる。

※申込者数が各クラス定員を超えた場合は抽選

<課題>

支援を要する幼児の申込者数が多い場合、一般の幼児が申込み際の公平性に欠ける。

(案2) 利用条件を満たす幼児については、優先受入数を設け受け入れる。

個別の支援が行き届く理想の人数（一般の幼児と支援を要する幼児の適切な人数）や施設的环境や支援体制（補助員）とのバランスを検討する。

<優先受入数の案>

・集約化前

認定こども園（3年保育）	3歳クラス入園申込	5名
	4歳クラス入園申込	1名
区立幼稚園（2年保育）	4歳クラス入園申込	7名

・集約化後

認定こども園（3年保育）	3歳クラス入園申込	5名
--------------	-----------	----

4 歳クラス入園申込 1 名
 区立幼稚園（3 年保育） 3 歳クラス入園申込 5 名
 4 歳クラス入園申込 3 名

※優先受入数は、令和 3～7 年度の在園児数に対する支援を要する幼児数の割合（25％）で積算
 ＜優先受入数を超過した申し込みがあった場合＞

優先受入数と一般受入数を合わせてクラス定員内の場合は、全ての幼児を受け入れる。

クラス定員を超えた申し込みがあり、かつ、優先受入数を超過した申し込みがあった場合は以下の
 とおり抽選を行う。

- ① 優先受入対象者で抽選を行う。抽選に外れた場合は一般枠に移る。
- ② ①で外れた申込者も含めて、一般枠の抽選を行う。

※優先受入対象者は 2 度抽選の機会を得ることになる。

＜課題＞

- ・優先受入数を何人とするか、適切な人数を検討する必要がある。
- ・区立幼稚園に入れなかった場合、受け入れてくれる施設がない可能性が高い。
 園に入れなかったときに、他の施設を紹介できるなどの受け皿、支援も必要ではないか？
- ・兄弟の在園者の優先受け入れを行う場合は定員数を設けるのか。

（参考）令和 8 年度の区立幼稚園の各クラスの定員数

	3 歳クラス	4 歳クラス	5 歳クラス
認定こども園（幼稚園枠）	18 名	22 名	22 名
区立幼稚園	—	34 名	34 名

（参考）集約化後の各クラスの定員数

	3 歳クラス	4 歳クラス	5 歳クラス
認定こども園（幼稚園枠）	18 名	22 名	22 名
区立幼稚園	20 名※	30 名	30 名

※区立幼稚園の 3 歳クラスの定員数については調整中

6 幼稚園・認定こども園補助員（介助）の体制

支援が必要な幼児の受け入れニーズが高い中で、安全管理だけではなく、周囲の子ども同士をつなげる役割を担うなど、支援の質の向上を図る必要がある。

＜現在の対応＞

- ・介助員研修を 1 年に 1 回実施
- ・各園 1 年に 2 回巡回技術援助指導

7 他自治体や類似政策等の事例

<東村山市 手厚い保育優先枠>

保育園の入園申込みにて手厚い保育優先枠を実施（成長・発達に遅れや課題がある、または医療的ケアが必要な幼児の優先枠）

※手厚い保育優先枠の定員は、各施設の受入体制などを勘案し、施設定員総数の中で設定しており、原則として対象幼児の卒園、退所等により優先枠に空きが発生した場合に、随時募集となる。

<世田谷区 保育園の入園に関する調整基準>

申込児が障害を有するため、通所施設等に通所し、保護者の就労が制限されている場合に加点があるが、就労による利用基準指数を補うための調整基準であり、保育園に入りやすくなるものではない。

8 スケジュール

令和7年7月2日 第1回検討委員会

令和7年8月6日 第2回検討委員会

令和7年8月27日 第3回検討委員会

令和7年11月1日 令和8年度新入園児募集、基準の適用